

新発田市市街地総合再生基本計画

令和5年3月

新 発 田 市

< 目 次 >

1	計画の概要	1
(1)	計画の目的	1
(2)	対象地区	1
(3)	計画の位置付け	2
(4)	計画期間	2
2	上位・関連計画と都市政策の動向	3
(1)	上位・関連計画	3
(2)	都市政策の動向	12
3	地区の現況と課題	16
(1)	地区の現況	16
(2)	地区の課題	46
4	地区の整備方針	47
(1)	地区の役割	47
(2)	地区の将来像	48
(3)	まちづくりの目標と取組の方向性	49
(4)	地区の都市構造形成の方針	50
(5)	都市機能更新の方針	54
5	市街地総合再生の方針	55
(1)	市街地総合再生区域と重点地区の設定	55
(2)	重点地区の整備方針	57
(3)	計画の実現に向けた取組	62

1

計画の概要

(1) 計画の目的

新発田市中心市街地では、賑わい創出に向け、これまで「新発田駅前土地区画整理事業」や県立新発田病院跡地に防災公園「アイネスしばた」、中心部に新庁舎「ヨリネスしばた」、新発田駅前において図書館を核とした駅前複合施設「イクネスしばた」の整備を実施し、行政が中心となった事業を進めてきました。

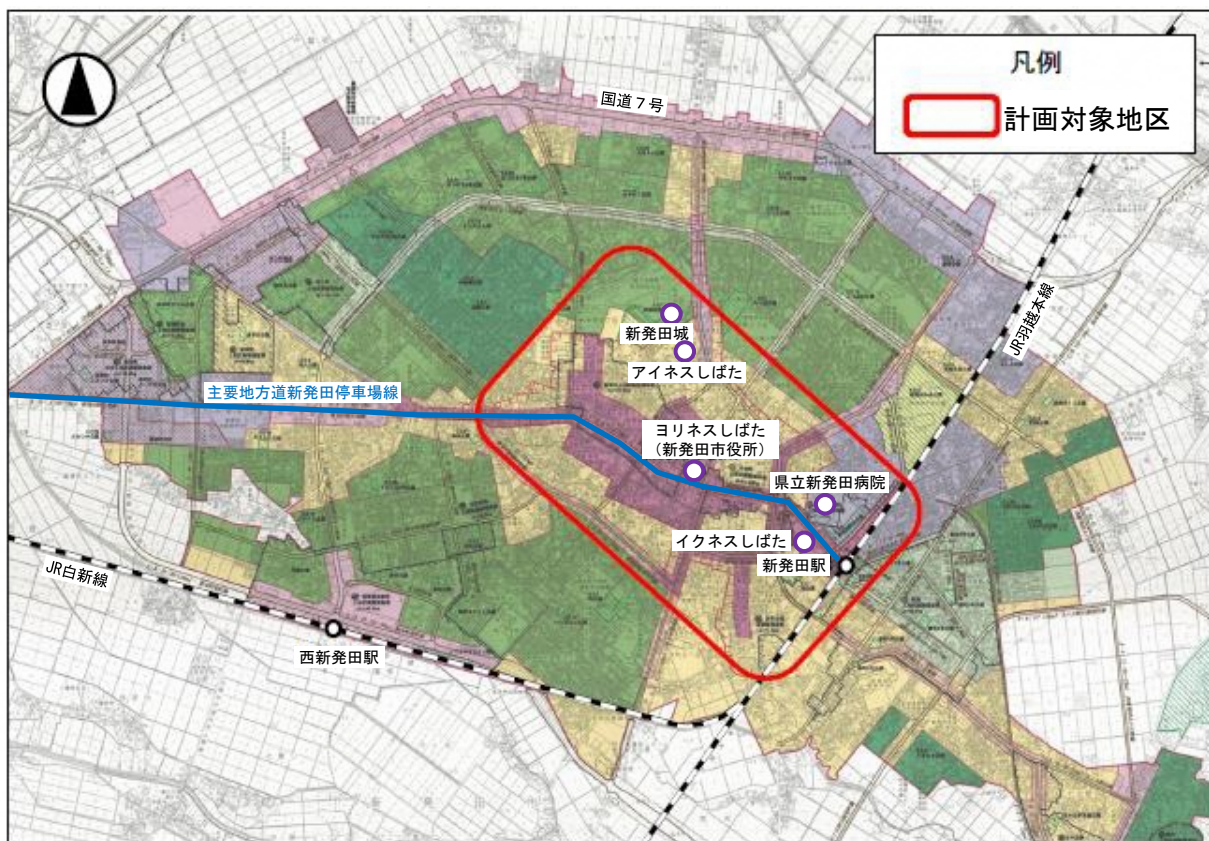
しかし、商店街の空き店舗や旧商業ビル等の老朽化した建物も多く立地しており、今後も引き続き、防災面や都市機能の更新等の課題に向けた取組が求められています。

現在、全国的に官民連携によるまちづくりが進められており、当市においても中心市街地の活性化には、民間の力が不可欠であることから、官民連携によるまちづくりの方向性を整え、実現させるために「新発田市市街地総合再生基本計画」を策定します。

(2) 対象地区

本計画の対象地区は、中心市街地活性化基本計画における中心市街地の範囲とし、新発田駅から西にのびる主要地方道新発田停車場線沿いに連なる商店街を中心に、その周辺を含む縦約1.9km、横約1.3kmのエリア（概ね240ha）とします。

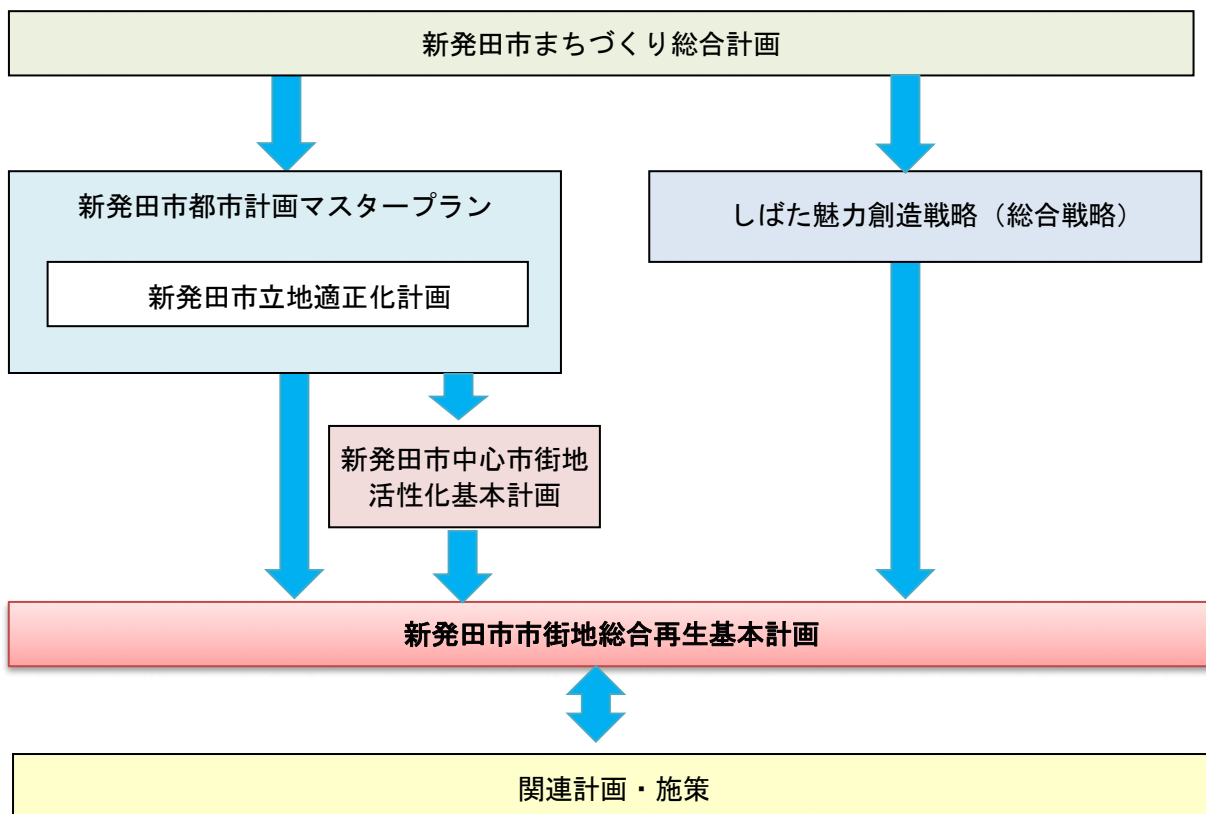
■対象地区の範囲



(3) 計画の位置付け

本計画は、「新発田市まちづくり総合計画」、「新発田市都市計画マスタープラン」、「しばた魅力創造戦略」等の上位計画に基づくとともに、これまでの「新発田市中心市街地活性化基本計画」をはじめとした関連計画との整合を図ります。

■本計画の位置付け



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの概ね10年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化及び上位・関連計画との整合などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

■本計画の計画期間

